

地域建設業経営強化融資制度に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福井県（以下「県」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として、資本金の額もしくは出資の総額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者（以下「請負業者」という。））が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日国総建第197号・国総建整第154号）により創設された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約担当者（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が福井県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により行う債権譲渡の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象となる建設工事)

第2条 この要領に定めるところにより債権譲渡の承諾をすることができる債権は、県が発注する建設工事のうち、次に掲げる建設工事以外の建設工事に係る工事請負代金債権とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる建設工事（債務負担行為の最終年度の建設工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる建設工事または前年度から繰り越された建設工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる建設工事を除く。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項または第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により低入札価格調査の対象となった者と契約した建設工事
- (3) 県が役務的保証を必要とする建設工事
- (4) 請負業者の施工する能力に疑義が生じていることその他債権譲渡を承諾することについて不適当な特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該建設工事が完成した場合 請負業者が約款第31条第2項の検査に合格し、同条第4項の規定により県に引渡しをした当該建設工事の工事目的物に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額
 - (2) 当該工事請負契約が解除された場合 請負業者が約款第49条第1項の規定により出来形部分の検査に合格して県に引渡しをした当該検査に合格した部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金および当該工事請負契約により発生する違約金その他県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 前項各号の規定により控除する金額は、債権譲渡承諾書（様式第4号）においてその内訳を明らかにするものとする。
- 3 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（参考様式）に記載された請負代金額および債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時期)

第4条 請負業者に対して債権譲渡の承諾を行う時期は、当該建設工事の出来高が全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権の譲渡先)

第5条 債権譲渡の承諾は、債権の譲渡先が、別表に掲げるものであるときに限り、行うことができるものとする。

(融資時の出来高確認)

第6条 融資時に行われる工事請負代金債権の担保価値の査定に当たって必要な出来高の確認は、原則として、債権譲渡先が行うものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負業者は、契約担当者に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
 - (2) 工事履行報告書(様式第2号) 1通
 - (3) 申請の日前3月以内に発行された請負業者および債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
 - (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
 - (5) 県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書 各1通
- 2 請負業者および債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾を受けようとする場合において、それぞれの申請の日前3月以内に発行された印鑑証明書を既に契約担当者に提出しているときは、前項第3号の規定にかかわらず、同号の書類の提出を省略することができるものとする。

(債権譲渡の承諾の処理手順等)

第8条 契約担当者は、前条の規定により債権譲渡の承諾に関する申請書類の提出があったときは、速やかに承諾のための手続を行うものとする。

- 2 契約担当者は、債権譲渡整理簿(様式第3号)により、債権譲渡の申請および承諾状況の管理を行うものとする。
- 3 契約担当者は、債権譲渡を承諾した場合は、確定日付を付した債権譲渡承諾書(様式第4号)2通を請負業者に交付するものとする。

(申請書類等の確認に際して留意すべき事項)

第9条 契約担当者は、次に掲げる事項について確認をすることができないときは、債権譲渡の承諾をしてはならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が当該工事請負契約に基づき請負業者が請求できる債権金額と一致していること
- (2) 工事履行報告書に記載されている当該建設工事の出来高が全体の2分の1以上に到達していること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書の印影が第7条第3号の印鑑証明書の印影と一致すること。
- (4) 債権譲渡を承諾することについて不適当な特別の事由がないこと。

(債権譲渡に伴う処理)

第10条 請負業者および債権譲渡先は、契約担当者による債権譲渡の承諾を受けて債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに次に掲げる書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡通知書(様式第5号) 1通
- (2) 債権譲渡契約証書の写し 1通

- 2 請負業者および債権譲渡先は、債権譲渡が行われた後においては、当該債権譲渡に係る建設工事について、約款第34条の規定による中間前払金および約款第37条の規定による部分払を請求することはできないものとする。
- 3 契約担当者は、債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

(融資実行等の報告)

第11条 請負業者は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに次に掲げる書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 融資実行報告書(様式第6号) 1通
- (2) 支払状況および支払計画書(様式第7号)の写し 1通
- 2 請負業者は、金融機関から当該建設工事に関する資金の貸付けを受けるため保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による金融保証を受けた場合は、速やかに契約担当者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第12条 債権譲渡先は、請負業者が約款第31条第2項の検査に合格し、同条第4項の規定により県に当該建設工事の工事目的物の引渡しをしたことにより工事請負代金債権が確定したとき(当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の規定により出来形部分の検査に合格して当該検査に合格した部分の引渡しをしたことにより工事請負代金債権が確定したときとする。)は、次に掲げる書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 工事請負代金請求書(様式第8号) 1通
- (2) 契約担当者の押印がされた債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 提出の日前3月以内に発行された請負業者および債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- 2 第7条第2項の規定は、前項第3号に掲げる書類について準用する。

(工事請負代金請求書の確認に際して留意すべき事項)

第13条 契約担当者は、前条の規定により工事請負代金請求書の提出があったときは、当該工事請負代金請求書に記載されている請求金額が第3条に規定する譲渡債権の範囲ならびに債権譲渡承諾依頼書および債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年5月25日から施行し、同日以後に債権譲渡の承諾をする事案から適用する。
- 2 この要領は「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号・国総建整第154号)附則に規定する期限の日限りその効力を失う。ただし、同日までに行われた債権譲渡の承諾の依頼に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。